

# 仁淀川 水防災意識社会 再構築ビジョンの取組状況 ～水害時指定緊急避難場所表示看板の設置～

水害時の指定緊急避難場所を表示する看板を設置。

【実施機関】  
いの町

1. 設置日 : 平成29年3月17日
2. 設置箇所 : いの町枝川地区
3. 内容 : 高知西バイパスへの洪水時緊急避難場所表示看板の設置(2か所)



## 高知西バイパスの一部を緊急避難場所として使用することに関する確認書(平成27年12月1日)

一般国道 33 号高知西バイパスの一部を緊急避難場所として使用するに關する確認書

国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所(以下「甲」という。)と、いの町(以下「乙」という。)とは、甲が管理する一般国道 33 号高知西バイパス(以下「高知西バイパス」という。)の一部を緊急時の避難場所として使用することに關し、次のとおり確認書を取り交わすものとする。

(目的)

第 1 条 この確認書は、住民の一次的な緊急避難場所として高知西バイパスの一部を使用する際の管理及び使用に關して必要な事項を定め、大規模災害が発生又は予想される際の緊急避難場所の確保を目的とする。

(緊急避難場所の範囲)

第 2 条 この確認書で使用する緊急避難場所は、別添確認書第一覧表及び図面(以下「別添図面」という。)に示す範囲とする。

第 3 条 別添図面に定める範囲は、位置図及び平面図とし、必要に応じて関係図等を追加するものとする。

第 4 条 この確認書の運用等又は別添図面の記載事項について通知し、要しは変更する必要があるときは、その程度「甲」「乙」協議して定めるものとする。

(緊急避難場所の使用)

第 5 条 緊急避難場所は、大規模災害が発生又は予想され、住民を避難させるべきとき「乙」が判断した場合には、「乙」の責において使用できるものとする。

第 6 条 「乙」は、前項の範囲に對して訓練を実施する場合は、あらかじめ「甲」の承認を得ることとする。緊急避難場所を使用することとする。

第 7 条 「乙」は、第 1 項及び第 2 項に基づき緊急避難場所を使用する場合は、避難者又は訓練参加者に対して、第 2 条第 1 項を示す。

(緊急避難場所の表示、公開)

第 8 条 乙は、緊急避難場所の使用箇所等を確認した上で緊急避難場所として指定し、原則としてこれを表示する看板を設置し、ホームページ等を用いて住民に対して周知するものとする。

(有効期間)

第 9 条 この確認書の有効期間は、確認書作成の日から第 2 条第 1 項に規定する緊急避難場所が存続する間とする。

(その他)

第 10 条 この確認書に定めのない事項又は最善が生じた事項については、「甲」「乙」協議して定めるものとする。

この確認書の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 27 年 12 月 1 日

「甲」 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所  
所 長 藤 本 光

「乙」 いの 町  
町 長 堀 田 隆